

岐阜県剣道連盟慶弔規程

制定 昭和59年1月1日

改正 平成19年8月12日

改正 平成30年1月13日

第1章 目的

(目的)

第1条 相互扶助の精神にのっとり、会員の親睦を図るため、会員の慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 範士及び八段受領祝金等の贈呈
- (2) 病気等見舞金の贈呈
- (3) 弔慰金等の贈呈
- (4) その他前条の目的達成に必要な事項

(対象者)

第3条 前条第2号、第3号及び第4号に定める見舞金品、弔慰金等の贈呈対象者は、会長、副会長、顧問、相談役、理事長、常任理事、理事、評議員、監事、審査員選考委員、範士及び八段の者並びに事務局員とする。

(贈呈の基準)

第4条 贈呈の基準は次のとおりとする。

- (1) 範士受領祝金等においては、範士受領祝い金は、金5万円、八段受領祝い金は、金2万円。祝賀会が行われるときは、祝金のほか生花一对。
- (2) 病気等見舞金においては、病気等により1ヶ月以上入院の場合は、5千円以内とする。
- (3) 弔慰金等においては、本人又は家族が死亡した場合は、次の基準により弔慰金等を贈る。
 - ア 本人
 - (ア) 会長、副会長、範士、理事長の場合は金3万円及び生花一对並びに弔電
 - (イ) 顧問、相談役、常任理事、審査員選考員、八段は金2万円及び生花一对並びに弔電
 - (ウ) 理事、監事の場合は金1万5千円及び生花一对並びに弔電
 - (エ) 評議員、事務局員は金1万円及び生花一对並びに弔電
 - イ 配偶者 概ね本人の半額の弔慰金及び生花一对並びに弔電
 - ウ 実父母 弔電

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、特に緊急を要するものについては、理事長の裁量によって処理する。

附則 (昭和59年1月1日制定)

この規程は昭和59年1月1日から施行する。

附則 (平成3年3月21日一部改正)

この改正した規程は、平成3年3月21日から施行する。

附則 (平成15年5月1日一部改正)

この改正した規程は、平成15年5月1日から施行する。

附則 (平成16年9月9日一部改正)

この改正した規程は、平成16年9月9日から施行する。

附則 (平成19年8月12日一部改正)

この改正した規程は、平成19年8月12日から施行する。

附則 (平成30年1月13日一部改正)

この改正した規程は、平成30年1月13日から施行する。